林　野　庁

（北海道森林管理局長）農林水産技官　関口　高士
林野庁付に転任させる

林野庁林政部林政課林業・木材産業情報分析官に転任させる
林野庁国有林野部経営企画課付に併任する
国立研究開発法人森林研究・整備機構理事　宇野　聡夫
農林水産技官（北海道森林管理局長）に採用する
（以上四月一日）

防　衛　省

（防衛大学校長）防衛教官　久保　文明
任期の満了により令和八年三月三十一日限り退職した

（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長）**廣瀬　行成**
独立行政法人通則法第二十一条の三の規定による任期の満了により令和八年三月三十一日限り退職
（以上三月三十一日）

防衛教官（防衛大学校長）に採用する　吉田　圭秀
（防衛大学校システム工学群機械工学科教授）防衛教官　山川　淳也
防衛大学校副校長に転任させる
（防衛大学校副校長）同　中野　俊樹
防衛大学校電気情報学群電気電子工学科教授に転任させる　青木　健至
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長に任命する
（大臣官房付）防衛事務官　織田　雄一
防衛書記官（大臣官房参事官）に転任させる（以上四月一日）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

令和八年四月十日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　バンコク事務所　ヤンゴン出張所の変更
㈠　事業所の所在地の変更

変更前	339, Bogyoke Aung San Road, Kyauktada, Township Yangon, Union of Myanmar
変更後	No. 130, Shwegondaing Road, Bahan Township, Yangon, UNION OF MYANMAR

㈡　変更年月日　令和八年四月一日

中部地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年４月10日　　中部地方整備局長　森本　輝

1　河川の名称　木曽川水系長良川
2　廃川敷地等が生じた年月日　令和８年４月10日
3　廃川敷地等の位置　岐阜県岐阜市大字寺田字堤際865番８
4　廃川敷地等の種類及び数量　土地　8.71平方メートル

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　九号
㈢　占用を制限する区域　亀岡市古世町芝原三五番二から同市下矢田町四丁目一一四番六まで
亀岡市下矢田町二丁目二一六番一〇から同市下矢田町二丁目一〇一番一まで
㈣　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日　令和八年五月一日
㈦　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

九州地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和八年三月十九日、嘉瀬川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和八年四月十日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

国　家　試　験

令和８年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について

令和８年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程（平成５年４月28日両院議長協議決定）第９条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月10日　　国会議員政策担当秘書資格試験委員長　伊藤　文靖

1　試験の名称　令和８年度国会議員政策担当秘書資格試験
2　職務内容　主として国会議員の政策立案・立法活動等をより専門的な立場から補佐するための研究調査、資料の収集分析並びに作成等にあたる職務
3　受験資格
(1)　令和８年９月10日（最終合格者発表日）現在において65歳未満の者（昭和36年９月12日以降生まれの者）で、かつ、次のいずれかに該当する者
①　大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び令和９年３月までに大学卒業見込みの者
②　政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者
(2)　次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
①　国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第７条の規定により受験できない者
・　日本国籍を有しない者
・　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
・　公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から２年を経過しない者
②　平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）
4　試験
(1)　第１次試験
①　試験日　令和８年６月27日（土）
②　試験場　東京大学駒場キャンパス（東京都目黒区駒場３－８－１）